

○ 委員長報告

2月定例会本会議で報告された環境保健福祉委員長報告は、以下のとおりです。

平成28年2月定例会

環境保健福祉委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、原子力防災対策についてであります。

このことについて一部の委員から、周辺6県との広域連携の具体的内容はどうか。

また、今後どのような対策を講じていくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、原子力防災広域連携推進強化事業費は、避難先が具体化した大分県、30km圏に一部含まれる山口県、避難受入等に基本合意した四国3県及び広島県との連携を推進し、広域避難対策を充実強化するための経費である。

大分県との連携については、大分県民への周知啓発のためのパンフレット作成や市町村等を対象とした研修会などの大分県が実施するソフト事業への経費補助をはじめ、IPトランシーバーの大分・愛媛両県への配備、サーベイメータ等の防災資機材の大分県への配備を行うほか、佐田岬半島の各地区から大分県の避難先への個別避難訓練を実施することとしており、他の周辺県についても、各県主催の市町村担当者会議への出席や、伊方発電所や本県オフサイトセンターの視察・研修を実施して、各県市町村職員の理解促進を図ることとしている。

引き続き、四国電力や国に対し、最新の知見による安全対策を講ずるよう要請していくことが第一であり、その上で万一に備えて、土木部とも連携し、大洲・八幡浜自動車道をはじめとするハード面の整備を進めていくほか、ソフト面では訓練による検証と改善を積み重ねながら、避難対策の更なる実効性向上を図っていききたい旨の答弁がありました。

第2点は、温室効果ガス排出量と地球温暖化対策についてであります。

このことについて一部の委員から、昨年末のCOP21で地球温暖化対策の新たな枠組みとなるパリ協定が採択されたが、県内の温室効果ガスの排出状況は

どうか。また、今後、排出削減にどのように取り組んでいくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、2013年度の県内の温室効果ガス排出量は2,436万2千トンで、前年度から8千トン減少し、3年ぶりに減少に転じたものの、京都議定書の基準年である1990年度と比較すると、森林吸収分を差し引いた排出量で23.2%の増となっている。

基準年から排出量が大幅に増加した要因は、伊方発電所の停止に伴う火力発電所の稼働増によるCO₂排出量の増加や、民生業務部門における店舗面積の拡大やオフィスのOA化などである。

国は、5月の伊勢志摩サミットまでに、地球温暖化対策計画を策定することとしており、県でも国の動向を踏まえ、県内排出量削減目標の見直しを検討するとともに、クールビズ・ウォームビズや、自転車によるエコ通勤などを通じた意識啓発やバイオ燃料の利用拡大に取り組むほか、来年度は新たに、業務部門では事務所等の温暖化対策の実態調査を、家庭部門では省エネ・省CO₂の専門家による無料アドバイスを行う「家庭(うち)エコ診断」を実施するなど、引き続き県民総ぐるみで温室効果ガス排出削減に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第3点は、障がい者差別解消条例についてであります。

このことについて一部の委員から、本条例の中で、差別を受けた方が知事に申し立てができるよう、相談・紛争解決の体制が整備されることになっているが、その内容はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本条例案では、差別に関する相談は第一義的には市町に相談いただき、解決困難な事例は、県に設置する広域専門相談員が指導・助言や情報提供を行うこととしている。

その上で解決が図られない場合は、知事に申し立てができることとなっており、障がい者差別解消調整委員会で審議し、助言、あっせん、勧告ができ、勧告に従わない場合は公表できる仕組みとしているが、できる限り当事者間の話し合いで解決されるよう相談活動を進めていきたい旨の答弁がありました。

なお、このことに関連して一部の委員から、平成29年度の全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、障害者のスポーツや芸術活動の推進等、前向きな施策を進めるとともに、障害の「害」の字をひらがな表記とすることで印象が柔らかくなるので、ひらがな表記について市町にも発信してほしい旨の要望がありました。

このほか、

- ・ えひめ女性活躍推進事業
- ・ 売れるリサイクルモデル支援事業
- ・ 消費者行政活性化事業
- ・ 生活困窮者自立支援制度の拡充
- ・ 不妊治療費の助成
- ・ 救急航空医療学講座

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願2件については、いずれも願意を満たすことができないとして不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。